監　査　報　告　書

平成３０年２月２０日

公益財団法人　日本ユニセフ協会
会　長　　赤　松　良　子　殿

公益財団法人　日本ユニセフ協会
監　　事　宮内　忍

公益財団法人　日本ユニセフ協会
監　　事　浅田克己

私たち監事は、公益財団法人日本ユニセフ協会の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの平成２９年度における監査を行いました。その方法及び結果を次のとおり報告致します。

１．監査の方法及びその内容

私たちは、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る会計監査人が監査対象としている財務諸表等について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一、事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）会計監査人が監査対象としている財務諸表等の検討結果

一、会計監査人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年２月１４日

公益財団法人　日本ユニセフ協会

理 事 会 御中

小見山公認会計士事務所
公認会計士 小見山 満

窪川公認会計士事務所
公認会計士 窪川 秀一

川瀬公認会計士事務所
公認会計士 川瀬 一雄

＜財務諸表監査＞

私たちは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人　日本ユニセフ協会の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの平成29年事業年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインＩ－５(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜財産目録に対する意見＞
　私たちは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人　日本ユニセフ協会の平成29年12月31日現在の平成29年事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任
　理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査人の責任
　私たちの責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見
　私たちは、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

利害関係
　公益財団法人　日本ユニセフ協会と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上